

(介護予防)訪問看護サービス事業
WjL 訪問看護ステーションみそのっこ 重要事項説明書

令和6年6月1日現在

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ゆず
主たる事務所の所在地	広島県尾道市美ノ郷町三成 912 番地 1
電話番号	0848-38-2039
設立年月日	平成 25 年 1 月 17 日
代表者（職名・氏名）	代表取締役 川原 奨二

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	WjL訪問看護ステーションみそのっこ	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	広島県東広島市西条御園宇 5585-1	
電話番号	082-437-4505	
指定年月日・事業所番号	令和 5 年 4 月 1 日指定	3462590344
管理者の氏名	丸山 尚美	
通常の事業の実施地域	東広島市	西条全域・八本松全域・高屋（小谷・造賀を除く）・黒瀬（国近・南方のみ）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的 株式会社ゆずが設置する WjL 訪問看護ステーションみそのっこ（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「訪問看護サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護サービスの円滑な運営管理を図るとともに、主治医の指示により地域の要支援状態又は要介護状態等にある在宅療養者に対して、利用者の意思及び人格を尊重しつつ心身の機能回復と生活の質の向上及び療養生活の支援を図ることを目的としています。

運営の方針 当事業所は、前述の目的を達成するために地域との結びつきを重視し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

利用者の要支援状態又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行います。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

事業所と一体的に運営し、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

訪問看護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者・地域包括支援センターへ情報の提供を行います。

上記のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）及び「介護予防訪問看護サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

(1) サービス内容

- ① 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
- ② 病状・障害・全身状態の観察
- ③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 食事および排泄等の日常生活の世話
- ⑤ 褥瘡の予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 精神疾患や認知症利用者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導相談・助言
- ⑩ カテーテル等の交換・管理
- ⑪ 家族への療養介護状態の指導、相談、助言、家族の健康管理
- ⑫ その他在宅医療を継続するために必要な医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護

師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」という)がその居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りです。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで

① ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。

(必要ある場合は、上記営業日以外も対応可能な体制を整えています。)

(2) 営業時間 午前9時から午後5時まで

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時電話等による連絡・相談を可能とし、必要に応じた適切な対応ができる体制としています。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師・准看護師	2.5名以上
理学・作業療法士	1名以上

7. 提供するサービスの費用について

別紙参照

8. お支払方法について

(1) 利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、利用月の翌月15日前後にご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払ください。

① 口座からの引き落とし

引き落とし予定日は、毎月26日となります。

請求書の内容をご確認の上、引き落とし前日までに指定口座の振替残高に不足のないようご協力をお願いします。なお、26日が土・日・祝日の場合、金融機関の翌営業日の引き落としとなります。引落とし費用として、440円徴収させていただきます。

*同一法人のサービスを複数ご利用頂いた場合、費用は1事業所分のみとなります。

*口座振替手続き完了まで、下記記載の事業者指定口座にお振込みください。

② 下記指定口座への振込み

【振込口座】

広島銀行 尾道栗原支店 普通 3208874

株式会社ゆず 代表取締役 川原奨二

*ご入金が確認できましたら、領収書を翌月請求書と同封し、郵送いたします。必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

(2) 法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問看護サービスを提供した場合において、利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

9. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10. 緊急時等の対応について

サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医や協力医療機関に連絡する等の措置を講ずると共に、緊急時の対応方法に指定された連絡先に報告いたします。重要事項に関する同意書に緊急時の連絡先の欄を設けていますので必ずご記入ください。

11. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかにご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、必要があれば市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- (3) 事故が生じた場合にはその原因を解明し、利用者・ご家族様に説明させていただきます。また、再発生を防ぐための対策を講じます。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修（年1回以上）を実施しています。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行います。委員会はテレビ電話装置等の活用を可能とします。
- (3) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 事業所は、訪問看護サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者　：　代表取締役　川原奨二

13. 身体拘束適正化の取り組みについて

事業所は、利用者に対する身体的拘束適正化のため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束適正化のための指針を整備します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会及び職員に対する研修を定期的（年1回以上）に行います。

利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合(①切迫性②非代替性③一時性かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる)についてのみ身体的拘束等を行うことがあります。

身体的拘束等が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を得ます。

14. ハラスメントについて

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職員及び利用者間、取引業者、関係機関の職員との間において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

15. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 個人情報の保護について

- (1) サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) サービス担当者会議等において、ご利用者・ご家族様に関する個人情報を用いる必要がある場合には、使用目的等を説明し同意を得たうえで使用いたします。
- (3) ただし、緊急時等における主治医や担当医に対する病状等の必要事項に関する報告ならびに市町村への事故報告に関してはこの限りにはありません。

17. 秘密の保持について

事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を採用時に提出させます。

18. 非常災害対策について

訪問看護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

19. 衛生管理及び感染症予防について

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策の担当者を決め委員会を設置します。
委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）はおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。

20. サービスの利用について

以下のような事項に該当するに至った場合には、サービスの提供を中止することがあります。状況によっては、契約が終了する場合があります。

- (1) 災害や悪天候等、通常にサービスを提供することが困難な状況となった場合
- (2) 感染性疾患の診断を受け、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると事業者が判断した場合
- (3) 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断した場合

- (4) 利用者またはそのご家族等が事業者やサービス従事者に対して法令違反又は指定サービスの提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になった場合
- (5) 利用者の要介護認定等区分が非該当(自立)と認定された場合
- (6) 利用者もしくはその代理人様が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

2.1. 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

2.2. 心身の状況の把握

訪問看護サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

2.3. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 訪問看護サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

2.4. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	丸山 尚美		
受付時間	午前9時00分から午後5時00分まで		
電話	082-437-4505	FAX	082-437-3456

- (2) 株式会社ゆずの苦情受付窓口

苦情受付窓口	株式会社ゆず 代表取締役 川原 奨二
	受付：〒722-0215 尾道市美ノ郷町三成 912 番地 1
	電話：0848-38-2039
	FAX：0848-48-2330

- (3) その他の相談受付窓口

東広島市 健康福祉部介護保険課	受付：〒739-8601 広島県東広島市西条栄町 8-29 電話：082-420-0937
	受付：〒730-8503 広島市中区東白島町 19 番 49 号国保会館

広島県国民健康保険団体 連合会	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課
	時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで (月曜日～金曜日)
	ただし，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日・30 日・31 日・1 月 1 日・2 日・3 日を除く。
	電話：082-554-0783 FAX：082-511-9126
広島県福祉サービス運営 適正化委員会	受付：広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館 広島県社会福祉協議会内
	電話：082-254-3419
	FAX：082-569-6161
	Mail：soudan@hiroshima-fukushi.net

25. 電磁的対応

利用者等への説明・同意について、電磁的な対応として、タブレット端末を用いた方法で署名を行います。電子署名が何らかの理由で困難な場合は、書面での対応に代えさせていただきます。

重要事項に関する同意書

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

事業者	所在地	広島県東広島市西条御菌宇 5585-1
	法人名	株式会社 ゆず
	代表者名	代表取締役 川原 奨 二
	事業所名	WuL 訪問看護ステーションみそのっこ
	説明者氏名	

○ 私は、「WuL 訪問看護ステーションみそのっこ重要事項説明書」に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意をしました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	(続柄:)